

■総合口座取引規定

1 総合サービス

(1) 総合サービス（以下「このサービス」といいます。）は、次の①から④までの取扱いを受けることができるサービスです。

① 通常貯金

② 定額貯金、定期貯金（預入期間が1月のものを除きます。）

③ 国債等振替口座

④ ②の貯金又は③の国債等（法人その他の団体が取得したもの及び特定口座に受け入れたもの並びに当行所定の国債等を除きます。）を担保とする自動貸付け

(2) 通常貯金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項②の貯金又は③の国債等は、当行が定めるところにより、あらかじめ貸付けの担保とすることを申し出たものとして取り扱います（以下②の貯金を「自動貸付担保貯金」と、自動貸付担保貯金を担保とする貸付けを「貯金担保自動貸付け」と、③の国債等を「自動貸付担保国債等」と、自動貸付担保国債等を担保とする貸付けを「国債等担保自動貸付け」といいます。）。ただし、現に仮差押え又は差押えを受けている自動貸付担保貯金及び自動貸付担保国債等を貸付けの担保とすることはできません。なお、自動貸付担保貯金には貸付金の担保として質権を設定しません。

2 取扱店の範囲

このサービスは、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）において取り扱います。ただし、取り扱わない本支店等は当行所定の方法により公表します。

3 利用の申込み

(1) このサービスの利用の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、本支店等に提出してください。

(2) 既に通常貯金の通帳（以下「通帳」といいます。）の交付を受けている預金者が前項の申込みをする場合は、当行所定の書類に必要事項を記入し、当該通帳を添えて本支店等に提出してください。この場合、当該書類への押印（又は署名）は要しません。

(3) 前2項の申込みをする際は、当行所定の方法により振替貯金の加入の申込みをしてください。

(4) 前項の申込みをしたときは、スウィング規定第5条（オートスウィング）の利用の申込みがあったものとして取り扱います。この場合、同条に規定するオートスウィング基準額（次項及び第21条において「オートスウィング基準額」といいます。）を指定してください。

- (5) オートスウィング基準額は、貯金の総額が郵政民営化法に規定する預入限度額（第21条第2項において「預入限度額」といいます。）以内となるために必要な金額の範囲内で指定してください。
- (6) 第1項の申込みに係る振替貯金の加入の申込みに使用する印章（又は署名）は、通常貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）と同一のものとします。

4 自動貸付担保貯金の預入等

- (1) 自動貸付担保貯金の預入をしようとするときは、当行所定の方法により、通帳を添えて本支店等に申し出てください。この場合、第14条第3項のときを除いて貯金証書を交付しないものとし、当行においてこれを保管のうえ、通帳の所定の預入明細欄に自動貸付担保貯金の預入年月日及び預入金額を記入します。
- (2) 前項の場合、通常貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）をもって、自動貸付担保貯金の貯金証書の印鑑（又は署名鑑）として取り扱います。
- (3) 自動貸付担保貯金の預入は、当行所定の現金自動預払機に通帳を挿入して申し込むことができます。
- (4) 自動貸付担保貯金である定額貯金（以下「担保定額貯金」といいます。）のうち同時に預入されたものの合計金額が、定額貯金規定第2条（預入金額等）第1項の2以上の預入金額の整数倍の額であるときは、当該預入金額のうち最高額のものとして1口の預入金額とします。
- (5) 自動貸付担保貯金は、一の通帳につき当行所定の件数を限度とします。この場合において、同時に預入された2口以上の担保定額貯金は、1件として取り扱います。
- (6) 第1項及び第3項のほか、自動貸付担保貯金（定期貯金にあっては定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に係るものに限り、）の預入は、預金者が指定する日（当行所定の期間内に限り、）（以下「指定日」といいます。）に、通常貯金の払戻金を振り替えてすること（以下この項及び第8項において「この取扱い」といいます。）ができます。この場合、当行所定の書類にこの取扱いに係る指定日、預入金額その他の必要事項を記入し、本支店等に提出してください。なお、この取扱いによる通常貯金の払戻しに関しては、第6条第1項の規定にかかわらず、通常貯金の通帳及び払戻請求書の提出を受けず、当行所定の方法により取り扱います。
- (7) 前項の指定日における払戻しの際、通常貯金の現在高（証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）による預入に係る貯金で、当該預入の日から起算して4日（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）（以下「日曜日等」といいます。）がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでのものを除きます。）が預入金額に満たないとき又は第5項で定める限度の件数を超える自動貸付担保貯金の預入を行うこととなるときは、当該指定日に係る預入はいたしません。
- (8) この取扱いに係る指定日若しくは預入金額の変更又はこの取扱いの廃止は当行所定の期限まで行うことができます。この場合、当行所定の書類に必要事項を記入し、

本支店等に提出してください。

5 預入期間等が経過した自動貸付担保貯金

自動貸付担保貯金（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）又は第5条（再預入の取扱い）に係るものを除きます。）は、定期貯金にあつてはその預入期間が経過した時、定額貯金にあつてはその預入の日から起算して10年が経過した時に払い戻し、払戻金（預入期間が2年の定期貯金の場合は、中間利子定期貯金の払戻金を加えた額）の全部をこのサービスに係る通常貯金に振り替えて預入する取扱いをします。ただし、第15条第2項により自動貸付けに係る債務に充当する自動貸付担保貯金を除きます。

6 貯金の払戻し

- (1) 通常貯金の払戻し、定額貯金の払戻し又は定期貯金の払戻しの請求をしようとするときは、当行所定の払戻請求書に記名押印（又は署名）をし、通帳を添えて本支店等に提出してください。
- (2) 通常貯金から各種料金等の自動払込みをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (3) 通常貯金から同日に数件の払戻しをする場合に、その総額が払い戻すことができる金額（自動貸付けを利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを払い戻すかは当行の任意とします。
- (4) 同時に預入された2口以上の担保定額貯金の一部について払戻しの請求があったときは、当該貯金の全部について払戻しの請求があったものとして取り扱います。

7 国債等担保自動貸付けの利用申込み

- (1) 国債等担保自動貸付けは、次の場合において請求することができます。
 - ① 国債等規定第2条（取扱店の範囲）に定める国債等取扱店（以下「国債等取扱店」といいます。）において国債等の取得の申込みをする者が、当該申込みの際（取得の申込みと同時に国債等振替口座の開設の申込みをする場合に限ります。）に、通帳を添えて、当該国債等を自動貸付担保国債等とする場合（その際、当行所定の方法により、自動貸付け専用加入通帳を交付します。）
 - ② 既に国債等振替口座の開設を受けている者が、当該国債等振替口座に係る加入通帳（国債等振替口座規定第4条（国債等振替口座に記録されている事項の証明）の加入通帳をいいます。以下同じとします。）及び通帳を添えて、当該国債等振替口座に係る国債等を自動貸付担保国債等とする場合（その際、自動貸付け専用加入通帳に当該自動貸付担保国債等とする国債等を記入のうえ、当行所定の方法によりこれを交付します。）
- (2) 自動貸付担保国債等は、このサービスにつき、10件（一の取得の申込みに係る国債等又は一の振替による受入れに係る国債等を1件の国債等とします。）を限度とし、自動貸付け専用加入通帳は、このサービスにつき、一に限ります。
- (3) 既に国債等担保自動貸付けの取扱いを受けている者が、自動貸付け専用加入通帳による国債等の取得の申込み又は第1項②の場合における国債等担保自動貸付けの

請求をするときは、当該自動貸付け専用加入通帳を国債等取扱店に提出してください。

- (4) 自動貸付け専用加入通帳に係る国債等振替口座に受け入れた国債等については、自動貸付担保国債等として取り扱います。

8 自動貸付け

- (1) 通常貯金について、その現在高を超える金額の払戻しの請求があったときは、払戻しの請求金額のうち現在高を超える額に相当する金額を自動貸付担保貯金（第14条第4項に基づき自動貸付けの取扱いが停止されているものを除きます。以下この条及び第11条において同じとします。）又は自動貸付担保国債等を担保として貸し付け、当該貸付金は、自動的にその金額をもって通常貯金に預入します。ただし、当該自動貸付担保貯金が定額貯金等共通規定第2条（預入することができる証券等）第1項の証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。以下同じとします。）の預入に係るものであるときは、当該預入の日から起算して4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでの間は、この限りではありません。
- (2) 証券等による預入に係る通常貯金（預入の日から起算して4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過しないものに限ります。）の額は、前項の現在高に含まれません。
- (3) 第1項の貸付金及びその利子に係る債務の弁済完了前に通常貯金の払戻しの請求があったとき（第11条により、既に貸付けの担保とされている自動貸付担保貯金以外の自動貸付担保貯金を担保として貸付けがされることとなる場合を除きます。）は、貸付金の額は払戻しの請求時における貸付金の額に当該払戻しの請求金額に相当する金額を加えた額になるものとし、当該払戻しの請求金額に相当する金額の貸付金は、その金額をもって通常貯金に預入します。

9 貸付金の金額等

(1) 貯金担保自動貸付けの場合

- ① 貸付金の金額は、次の貯金の区分により当該区分に掲げる金額に90%を乗じた額の範囲内とします。

A 定額貯金

貸付けの申込みの日における定額貯金の預入金額

B 定期貯金

貸付けの申込みの日における定期貯金の預入金額

- ② 一の通帳における貸付金の金額は、300万円以内とします。

(2) 国債等担保自動貸付けの場合

- ① 貸付金の金額は、次の国債等の区分により当該区分に掲げる割合を国債等の額面金額に乗じて算出した額の範囲内とします。ただし、国債等の額面金額に乗じる割合は金融情勢の変化により変更する場合があります。

A 利付国債、利付地方債及び利付政府保証債

額面金額の80%

B 割引国債、割引地方債及び割引政府保証債

額面金額の60%

- ② 当行は、担保国債等の時価が貸付金及びその利子の合計額を下回った場合は、貸付債権の保全に必要な範囲内において、当該貸付けの担保として新たに国債等を差し入れるための措置を求めることができます。
 - ③ 貸付金の総額は200万円以内とします。
- (3) 自動貸付担保貯金又は自動貸付担保国債等について仮差押え又は差押えを受けたときは、前2項により算出される貸付金の金額については、当該仮差押え又は差押えに係る自動貸付担保貯金又は自動貸付担保国債等の全額を除外することとします。

10 貸付期間

(1) 貯金担保自動貸付けの場合

貸付期間は、最初の貸付けの日（貸付金及びその利子に係る債務の全額が弁済されたときは、当該弁済の後における最初の貸付けの日をいいます。以下同じとします。）から2年とします。ただし、最初の貸付けの日から2年以内に自動貸付担保貯金について次に掲げる日が経過した場合は、それぞれ当該掲げる日の前日までとします。

① 定額貯金

預入の日から起算して10年が経過する日

② 定期貯金（継続預入の取扱いをするものを除きます。）

預入期間が経過する日

(2) 国債等担保自動貸付けの場合

貸付期間は、最初の貸付けの日から1年とします。ただし、次に掲げる場合は、当該掲げる日までとします。

① 最初の貸付けの日から1年以内に担保国債等が償還される場合

最初の貸付けの日から当該国債等の償還期日の7日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）前まで

② 国債等が担保とされた場合で、かつ、最初の貸付けの日の翌日から起算して1年後の応当日の前日が当該国債等の償還期日又は利子支払期日（以下この②において「支払期日」といいます。）の7日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）前から当該支払期日までの間に属する場合

最初の貸付けの日からその支払期日の当該7日前まで（ただし、個人向け国債が担保とされた場合で、かつ、最初の貸付けの日の翌日から起算して1年後の応当日の前日が、当該個人向け国債に係る第2回目の利子支払期日である場合を除きます。）

11 自動貸付けに係る貸付金の担保

- (1) 一の通帳について貯金担保自動貸付け及び国債等担保自動貸付けの申込みがあるときは、自動貸付担保貯金及び自動貸付担保国債等の順に自動貸付けに係る貸付金の担保とします。

(2) 一の通帳について2件以上の自動貸付担保貯金があるときは、最初の貸付けの日から貸付金及びその利子に係る債務の弁済の期限までの期間が最も長いものから順次、当該貯金を担保として貸付けをし又は当該貯金を担保とする貸付金を増額するものとします。なお、当該期間が同一の自動貸付担保貯金が2件以上預入されているときは、次のものから順次取り扱います。

① 貸付金の利率（担保定額貯金にあつては、当該貯金の預入の月から貸付金の貸付けの月の前月までの期間を当該貯金の預入の月から貸付金及びその利子に係る債務の弁済の月の前月までの期間とみなした場合の利率とします。）が低いもの

② 貸付金の利率が同一となる自動貸付担保貯金が2件以上預入されているときは、個別番号の大きいもの

(3) 一の自動貸付け専用加入通帳について2件以上の自動貸付担保国債等があるときは、次に掲げる国債等の種類の順序に従って貸付けの担保として貸付けをし又は当該国債等を担保とする貸付金を増額するものとします。なお、同一の国債等の種類に属する国債等があるときは、最初の貸付けの日から当該国債等の償還期日までの期間が最も長いものから順次、当該期間が同一の場合は個別番号の大きいものから順次当該国債等を担保として貸付けをし又は当該国債等を担保とする貸付金を増額するものとします。

① 割引国債

② 割引政府保証債

③ 割引地方債

④ 利付国債

⑤ 利付政府保証債

⑥ 利付地方債

(4) 自動貸付け専用加入通帳に係る自動貸付担保国債等を担保として貸付けをするときは、当該国債等は、貸付けの担保として差し入れられ、当該国債等について当行の国債等振替口座の質権欄を振替先とする振替の申請があつたものとして取り扱います。

12 貸付金の利率等

(1) 貸付金の利率は、次の貸付けの区分により当該区分に掲げる利率とします。

① 貯金担保自動貸付けの場合

A 定額貯金を担保とする貸付金

担保とする定額貯金の預入の月から貸付金及びその利子に係る債務の弁済の月の前月までの期間に応じた約定利率に年率0.25%を加えた利率

B 定期貯金を担保とする貸付金

担保とする定期貯金の約定利率に年率0.5%を加えた利率

② 国債等担保自動貸付けの場合

当行が公表した利率

(2) 貸付金の利子の計算は、1年を365日として日割で計算します。利子の金額は、円未満は切り捨てます。

- (3) 国債等担保自動貸付けを受けている者は、当行が支障がないと認めたときは、当該国債等の利子を受け取ることができます。

13 自動貸付けに係る貸付金の弁済

- (1) 自動貸付けがされている場合において、通常貯金の預入があったとき又は通常貯金の利子が元金に加えられたときは、自動的に貸付金及びその利子に係る債務の弁済に必要な限度において貯金を払い戻し、当該払戻金を当該債務の弁済に充当します。ただし、証券等による預入に係る貯金にあっては当該貯金の預入の日から起算して4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過した際に充当するものとします。
- (2) 前項の場合において、払戻金の額が貸付金及びその利子の合計額に満たないときは、国債等担保自動貸付け及び貯金担保自動貸付けの順並びに貸付金及びその利子の順に債務の弁済に充当するものとします。
- (3) 国債等担保自動貸付けにおいて2件以上の自動貸付担保国債等を担保として貸付けがされているときは、次に掲げる国債等の種類の順序に従って、順次弁済に充当するものとします。この場合において、同一の国債等の種類に属する国債等を担保とする貸付金及びその利子に係る債務があるときは、当該債務のうち、償還期日が最初に到来するものから順次、償還期日が同一の場合は個別番号の小さいものから順次弁済に充当するものとします。
- ① 利付地方債
 - ② 利付政府保証債
 - ③ 利付国債
 - ④ 割引地方債
 - ⑤ 割引政府保証債
 - ⑥ 割引国債
- (4) 貯金担保自動貸付けにおいて2件以上の自動貸付担保貯金を担保として貸付けがされているときは、これらの貯金を担保とする貸付金及びその利子に係る債務のうち、次の順序に従って順次弁済に充当するものとします。
- ① 弁済の期限が最初に到来するもの
 - ② 貸付金の利率が高いもの
 - ③ 個別番号の小さいもの

14 自動貸付けの取扱いの廃止等

- (1) 自動貸付担保貯金について、自動貸付けの取扱いを廃止しようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、通帳を添えて本支店等に届け出てください。ただし、現に貸付けの担保とされている又は仮差押え若しくは差押えを受けている自動貸付担保貯金その他当行所定の自動貸付担保貯金については、廃止の届出をすることはできません。
- (2) 前項の場合において、同時に預入された2口以上の担保定額貯金の一部について廃止の届出があったときは、当該貯金の全部について廃止の届出があったものとし

て取り扱います。

- (3) 第1項の廃止の届出があったときは、当行所定の方法により貯金証書を交付します。
- (4) 自動貸付担保貯金について、自動貸付けの取扱いの停止又は自動貸付けの取扱いの停止の解除をしようとするときは、第1項及び第2項に準じて取り扱います。
- (5) 自動貸付担保国債等について、国債等担保自動貸付けの取扱いを廃止しようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、通帳及び自動貸付け専用加入通帳を添えて国債等取扱店に届け出てください。ただし、現に貸付けの担保とされている又は仮差押え若しくは差押えを受けている自動貸付担保国債等については、廃止の届出をすることはできません。
- (6) 前項の廃止の届出があったときは、加入通帳に当該届出のあった国債等を記入のうえ、当行所定の方法によりこれを交付します。
- (7) 既に加入通帳の交付を受けている者が第5項の廃止の届出をするときは、当該加入通帳を国債等取扱店に提出してください。
- (8) 自動貸付けに係る通常貯金について、全部払戻しの請求があったとき、通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより全部払戻しとされたとき又は当行所定の取扱いがあったときは、第1項の廃止の届出があったものとして取り扱います。

15 自動貸付担保貯金等による弁済等

- (1) 貸付金の貸付期間内に自動貸付担保貯金につき払戻し（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）による継続預入の取扱いは除きます。）の請求があったとき又は定額貯金規定第9条（貯金の払戻し）第5項、定期貯金規定第14条（貯金の払戻し）第5項、財産形成定額貯金規定第7条（10年経過前の払戻し）第6項、財産形成年金定額貯金規定第10条（年金の支払以外の目的のための貯金の払戻し）第4項若しくは財産形成住宅定額貯金規定第6条（貯金の払戻し）第5項により全部払戻しとされたときは、当該払戻金の金額は当該自動貸付担保貯金のその時における現在高からその時における当該貸付金及びその利子の合計額に相当する金額を控除した金額とし、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済の期限はその時となるものとし、その控除された金額はその債務の弁済に充当します。
- (2) 貸付金の貸付期間が経過した場合において、その時まで貸付金及びその利子に係る債務の弁済がないときは、当該自動貸付担保貯金は、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済に充当することができるものとします。この場合において、自動貸付担保貯金に関する契約は消滅します。
- (3) 貸付金の貸付期間内に自動貸付担保国債等の買取りの請求があったとき又は国債等振替口座規定第14条（解約等）第2項各号に該当したことにより当行が国債等振替口座を解約するときは、当行所定の方法（個人向け国債については、財務省令に定める方法）により算出した買取代金から当該貸付金及びその利子（貸付の日から弁済される日までの期間に係るものをいいます。）の合計額に相当する金額を控除した金額でこれを買取ります。この場合、当該貸付金及びその利子に係る債務は、

買取りの請求を国債等取扱店が受け付けた日から起算して4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）目に弁済されるものとします。

- (4) 貸付金の貸付期間が経過した場合において、その時までには貸付金及びその利子に係る債務の弁済がないときは、当行所定の方法により、当該自動貸付担保国債等の全部又は一部を買い取り、その代金を貸付金及びその利子（貸付の日から弁済される日までの期間に係るものをいいます。）に係る債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、当該貸付金及びその利子に係る債務は、貸付期間が経過した日から起算して4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）目に弁済されるものとします。

16 貸付金の金額の制限

- (1) 貸付金の総額が第9条の額を超えたときは、その旨及び当該貸付金の総額が同条の額以内の金額となるように当該貸付金の一部を返還しなければならない旨を、通常貯金の預金者に通知します。
- (2) 前項の通知を発した日から1か月以内に当該通常貯金の預金者が貸付金の一部を返還しないときは、当行は、当行所定の方法により貸付金のうちその貸付けにより貸付金の総額が第9条の額を超えることとなったもの及びその利子に係る債務の弁済の期限を繰り上げ、貯金担保自動貸付けにあつては当該自動貸付担保貯金を当該貸付金及びその利子の債務の弁済に充当し、国債等担保自動貸付けにあつては当該貸付金の担保国債等の全部又は一部を買い取りその代金を当該貸付金及びその利子の債務の弁済に充当します。この場合において、自動貸付担保貯金を債務の弁済に充当する場合にあつては当該担保貯金に関する契約は消滅します。
- (3) 前2項にかかわらず、当行は、自動貸付担保貯金又は自動貸付担保国債等について仮差押え又は差押えを受けた場合において、貸付金の総額が、「貸付けの申込みの日における」とあるのを「当該仮差押え又は差押えを受けた時点における」と読み替えて適用する第9条の額を超えることとなるときは、直ちに当該超える金額の支払を求めることができます。

17 返還金等の通常貯金への預入

第15条第2項及び第4項並びに前条第2項により自動貸付けに係る債務に充当した際に生じた返還金又は剰余金は、自動的にその額をもって自動貸付けに係る通常貯金に預入します。

18 届出事項の変更等

- (1) 通帳若しくは印章を失ったとき又は印章、氏名、住所その他の届出事項（法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。）に変更があつたときは、当行所定の方法により、直ちに書面によって本支店等に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（以下「当行等」といいます。）は責任を負いません。

- (2) 通帳を失ったとき、通帳が汚染若しくはき損されたとき又は印章を失ったときの貯金及び利子の払渡し又は通帳の再交付は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。

19 印鑑照合

払戻請求書その他の書類に使用された印影（又は署名）を通常貯金、自動貸付担保貯金若しくは自動貸付担保国債等の届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳若しくは加入通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。ただし、通帳の盗難により他人に当該通帳を不正に使用され生じた払戻しについては、預金者（個人（個人事業者を含みます。））に限り、当該不正な使用に係る払戻しに相当する金額について、第25条の各規定により補てんを請求することができます。

20 貸付金等の即時弁済

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に、自動貸付けに係る貸付金及びその利子に係る債務があるときは、当行から請求がなくても、それらを支払ってください。
- ① 支払の停止又は破産手続の開始若しくは民事再生手続の開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合に、自動貸付けに係る貸付金及びその利子に係る債務があるときは、当行から請求があり次第、それらを支払ってください。
- ① 仮差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

21 オートスウィング基準額の変更

- (1) オートスウィング基準額を変更しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、通帳を添えて本支店等に届け出てください。
- (2) オートスウィング基準額は、貯金の総額が預入限度額以内となるために必要な金額の範囲内で変更することができます。

22 総合サービスの廃止

- (1) このサービスを廃止しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて本支店等に届け出てください。この場合、振替貯金について解約の請求があったものとして取り扱います。
- (2) 通常貯金について、全部払戻しの請求があったとき、通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより全部払戻しとされたとき又は当行所定の取扱いがあったときは、前項の廃止の届出があったものとして取り扱います。

23 譲渡、質入れ等の禁止

- (1) 通常貯金、定額貯金又は定期貯金等その他この取引に係る一切の権利及びこの取

引の通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること又は第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

24 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) 当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、自動貸付担保貯金は、その満期日が未到来であっても、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができることとします。なお、自動貸付担保貯金が自動貸付けの担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序及び方法を指定のうえ、通帳は適宜の場所に届出印を押印して直ちに本支店等に提出してください。ただし、自動貸付担保貯金の相殺をすることにより、貸付金の総額の制限を超えることとなる場合には、当該制限を超えることとなる金額については優先して貸付金及びその利子に充当するものとします。

② ①による指定がない場合には、当行の指定する順序及び方法により充当します。

③ ①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は、遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序及び方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利子、遅延損害金等については、次のとおりとします。

① 自動貸付担保貯金の利子の計算については、当行の当該各取引の規定によるものとします。

② 借入金等の債務の利子及び遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等は支払を要しないものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

25 規定の適用

このサービスには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」及び「国債等振替口座規定」の各規定が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

26 通常貯蓄貯金への適用

この規定は、第1条第1項①の通常貯金に代えて通常貯蓄貯金を利用する場合にも適用されます。この場合、第1条第1項②から④まで、同条第3項、第4条、第5条、第6条第1項（通常貯金の払戻しに関する部分を除きます。）、同条第2項から第4項まで、第7条から第17条まで及び第20条は適用されません。

27 規定の改定

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成20年7月28日から実施し、同年7月1日以降の補てんの請求について適用します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。